

電気通信大学 平成19年度シラバス

授業科目名	知的財産権概論		
英文授業科目名	Intellectual Property General		
開講年度	2007年度	開講年次	3年次
開講学期	前学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	総合文化科目-上級科目-上級講義		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	井桁 貞一		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
igeta@ip.uec.ac.jp	

【主題および達成目標】
知的財産権とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、ノウハウなどを意味するもので、本科目では、これらの内容に関する基礎知識及びその活用の現状について取り上げる。 上記説明内容の内、基本的内容の習得をもって、達成とする。

【前もって履修しておくべき科目】
なし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
なし

【教科書等】
教科書：なし 参考書：産業財産権標準テキスト（特許庁企画、発明協会制作） 「特許法概説」（有斐閣） 「工業所有権法逐条解説」（発明協会）

電気通信大学 平成19年度シラバス

【授業内容とその進め方】

以下の内容について、毎回、パワーポイントを使用して説明する。

- ・ 知的財産権の内容
- ・ 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法
- ・ 国際条約、外国の制度
- ・ 知的財産権の活用等

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

成績評価は期末の試験によって行なうが、出席状況も加味する。
最低限必要な知識を習得すれば合格とする。

【オフィスアワー：授業相談】

- ・ 適宜相談に応じるが、電話などで事前にアポイントを取ること。
- ・ 質問等は電子メールで受け付ける

【学生へのメッセージ】

いまや知的財産権についての基礎知識は社会の常識になりつつある。
知的財産権の専門家だけではなく、技術者、研究者を始めすべての職業をめざす学生に履修を勧める。
電通大は知的財産権の専門家をこれまで多く輩出しており、社会からの要請も多い。

【その他】

なし